
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成29年4月28日
-No.194- 事務局：山口県消費生活センター

■警察官等をかたる不審電話多発！■■■■■■■■■

前号(193号)でもお知らせしましたが、山口県警から、警察官等をかたる不審電話が多発しており、号外がでております。

不審電話の内容：

- ・「金融機関の職員が不正をしている」
- ・「あなたの情報が漏れている」
- ・「口座からお金を下して欲しい」
- ・「お金等から指紋をとりたいので、現金を預かる」

※他県でも同様の手口で被害が出ております。引き続きご注意ください。

詳細については、別添ファイル 県警防犯情報「警察官等をかたる不審電話多発!!」を参考にしてください。

■35年前に購入した原野が売れる！？二次被害に注意■■■■■■■■■

値上がりの見込みがほとんどないような原野などを、将来値上がりするように偽って販売する手口を原野商法といいます。過去にこうした被害に遭った人に、土地の売却話をもちかけ、調査費、名義変更料等、さまざまな名目で費用を支払わせる二次被害の相談が寄せられています

「土地を売りたい人がいる」などのセールストークをうのみにしてはいけません。土地が必ず売れるという話の根拠や、契約内容について書面で説明を求めましょう。

契約を検討する場合は、土地の所在地の自治体等に土地の状況を確認しましょう。また、できる限り現地に行くことや、登記情報を自分や家族の目で実際に確認することも大切です。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○国民生活センター 見守り新鮮情報

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen279.pdf>

■消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について■■■■■■■■■

消費者庁より、重大製品事故に関するリリースがありました。

詳細については、下記情報を参考にしてください。

○消費者庁：消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170421kouhyou_1.pdf

■1歳未満の乳児にはちみつを与えないでください！■■■■■■■■■

都内において、はちみつの摂取が原因と推定される乳児ボツリヌス症による死亡事例がありました。

乳児ボツリヌス症は1歳未満の乳児に特有の疾病で、経口的に摂取されたボツリヌス菌の芽胞※が腸管内で発芽・増殖し、その際に産生される毒素により発症します。

乳児ボツリヌス症の予防のため、1歳未満の乳児に、はちみつを与えるのは避けてください。

詳細については、下記情報を参考にしてください。

○東京都福祉保健局:最新の報道発表

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/hodo/saishin/pressshokuhin170407.html>

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

最優秀賞

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHPでご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ○=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>